

基発第0402020号

平成19年 4月 2日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

労働時間等設定改善対策について

労働時間等設定改善対策については、平成18年4月1日付け基発第0401009号により協力依頼をしているところであるが、平成19年度から新たに他の年齢層と比較して実労働時間が長い状況にあり、また、出産や育児等の子育てを担う世代でもある20歳代後半から30歳代の労働時間の労働時間等の設定の改善を図るための支援を拡充することとし、「労働時間等設定改善関係事業等の実施について」（平成18年4月1日付け基発第0401008号、別紙）を改正したので通知する。

貴職におかれては、引き続き、内容を十分御理解の上、都道府県民の福祉の向上等の観点から、都道府県労働局と十分連携を図りつつ、労働時間等設定改善対策に積極的に取り組むようお願いする。

別紙

10年保存

基発第 0401008 号

平成18年4月1日

改正 基発第0402019号

平成19年4月2日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

労働時間等設定改善関係事業等の実施について

労働時間等設定改善関係事業等については、平成18年4月1日付け基発第 0401008 号「労働時間等設定改善関係事業等の実施について」により指示していたところであるが、平成19年度から新たに、他の年齢層と比較して実労働時間が長い状況にあり、また、出産や育児等の子育てを担う世代でもある20歳代後半から30歳代の労働者の労働時間等の設定の改善を図るための支援を従来からの支援に上乗せして行うため、今後は、下記により実施することとしたので、これにより、その積極的な推進に努められたい。

また、労働時間等設定改善関係施策の推進に当たっては、別紙のとおり、都道府県知事に對し協力を依頼しており、各局においては、都道府県とも連携を図りつつ推進されたい。

記

第1 労働時間等の設定の改善の促進

1 労働時間等設定改善援助事業について

労働時間等の設定の改善を推進するためには、同一地域、同一業種の中小企業集団等を対象としてきめ細やかに相談、援助を実施することが効果的である。

このため、労働時間等の設定の改善の具体的な進め方について、仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・相談を行う「労働時間設定改善アドバイザー」を地域の主要な事業主団体に配置し、中小企業集団等に対して、指導・援助を行う労働時間等設定改善援助事業を「労働時間等設定改善援助事業実施要綱」（別添１）に基づき実施する。

2 労働時間等設定改善推進助成金について

中小企業事業主の団体又はその連合団体が、その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることとする。

さらに、その中小企業事業主の団体又はその連合団体が、その構成事業主の雇用する、他の年齢層と比較して実労働時間が長い状況にあり、また、出産や育児等の子育てを担う世代でもある20歳代後半から30歳代の労働者（以下「20歳代後半から30歳代の労働者」という）の労働時間等の設定の改善が図られるよう、重点的に当該構成事業主に対する相談・指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて上乗せして助成金を支給する。

なお、労働時間等設定改善推進助成金の支給業務については、「労働時間等設定改善推進助成金支給要領」（別添２）に基づき実施する。

3 特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の促進

都道府県労働局に配置された労働時間設定改善コンサルタントを活用して、長時間にわたる時間外労働の是正のための自主点検等を実施し、事業場の希望に応じて労働時間設定改善コンサルタントによる個別の訪問指導等を実施する。

さらに、平成19年度からは、1回限りの個別訪問ではなく、一定期間にわたって事業場を計画的に訪問し、指導・援助を行う。

なお、当該指導・援助については、20歳代後半から30歳代の労働者の労働時間等の設定の改善を促進するため、同世代の労働者が多く勤務する事業場に対して重点的に実施する。

4 労働時間等設定改善実施体制の整備

労働時間等設定改善実施体制の整備については、平成18年4月1日付け基発第0401006号「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行について」の記の4で指示しているところであるが、上記1から3の労働時間等設定改善事業の推進に当たっては、特に各事業場に対し、労働時間等設定改善委員会の設置等に向けた働きかけを行うなどにより、労働時間等設定改善実施体制の整備を図ることとする。

第2 労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成
企業の労使関係者の参集を求めシンポジウムを開催する等労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する広報啓発活動を「仕事と生活の調和キャンペーン」と位置付け、「仕事と生活の調和キャンペーン実施要綱」（別添3）及び以下により、より一層広範かつ多様な形で展開することとし、仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図ることとする。

1 広報啓発活動の積極的展開

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和についての国民的なコンセンサスの形成と社会的気運の高揚を図っていくためには、各地域の実情を踏まえつつ効果的な広報啓発活動を展開していくことが重要であり、都道府県等の関係機関と連携をとりつつ積極的な広報啓発活動を実施するよう努めること。

2 仕事と生活の調和推進会議の開催

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和について社会的気運を醸成していくためには、各地域においても、地域住民の理解と協力を得て、各地域の産業、生活習慣、気候等を踏まえた労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和の進め方について、地域のコンセンサスの形成を図ることが重要であるので、「仕事と生活の調和推進会議要綱」（別添4）に基づき、地域の関係労使を始め学識経験者等各層の代表者による「仕事と生活の調和推進会議」を開催すること。

3 仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウムの開催

事業主等に対する、労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた働き方の普及啓発のため、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム開催要綱」（別添5）により、「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促

進に関するシンポジウム」を外部へ委託して実施することになるので、円滑な開催がなされるよう配慮すること。

なお、ゆとり創造月間の実施においては、シンポジウムの開催等を通じ、労働時間の短縮を含めた労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進のための集中的な広報・啓発活動を推進すること。

第3 都道府県等関係行政機関との連携

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和関係施策を推進するに当たっては、都道府県との連携を図ることが重要であることから、各種機会を通じて、都道府県を含む関係行政機関との連携を図ること。

第4 その他

労働時間等設定改善関係事業等を効果的に進めるため、臨検監督等あらゆる機会を通じて、年次有給休暇の取得促進（特に、計画的付与制度を活用したもの）、所定外労働の削減等の好事例及び地域における労働時間等の設定の改善に関する情報の収集、整備に努め、各種機会に活用するとともに、本省に随時報告すること。

第5 関係通達の改廃

- 1 平成元年5月29日付け基発第266号「労働時間短縮関係事業等の実施について」、平成元年9月29日付け基発第528号「ゆとり創造月間の実施について」、平成2年4月18日付け基賃発第6号「ゆとり創造キャンペーンの実施について」、平成13年4月4日付け基発第335号「社団法人全国労働基準関係団体連合会による労働時間短縮支援センター業務について」及び平成15年4月1日付け基発第0401007号「社団法人全国労働基準関係団体連合会による労働時間短縮支援センター業務について」は平成18年3月31日限り廃止する。
- 2 平成15年11月17日付け地発第1117006号・基発第1117002号・職発第1117003号・能発第1117004号・雇児発第1117002号・政発第1117001号「総合的ワークシェアリング政策の推進の具体的取組について」の記の3の（2）のハ中、「労働時間短縮支援センター（（社）全国労働基準関係団体連合

会) 都道府県支部を通じ診断・指導アドバイザー(労働時間制度改善支援事業)、」を
削除する。

労働時間等設定改善援助事業実施要綱

第 1 趣旨

中小企業における労働時間等の設定の改善を促進するため、地域の主要な事業主団体に「労働時間設定改善アドバイザー」を配置し、中小企業集団及びその構成事業場に対して労働時間等設定改善指針に定められている事項（実施体制の整備、労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、所定外労働の削減等）についての助言・指導等の援助を行うものである。

第 2 事業運営

事業は、厚生労働省が委託契約を締結した事業実施団体が運営する。

第 3 事業実施団体の要件

事業実施団体は、事業の公益性から非営利を目的とし、次の要件を満たす法人格を有する事業主団体から選定する。

- 1 地域事情及び効率性を勘案し、中小企業集団が所在する同一の都道府県にあって、かつ、活動範囲が都道府県又はこれに準ずる単位であること
- 2 財政的及び技術的な基礎を有すること

第 4 事業の内容

労働時間等の設定の改善を推進しようとする同一地域、同一業種、企業系列別等の中小企業集団に対して次の援助を実施する。

- 1 労働時間等の設定状況の把握
- 2 労働時間等設定改善計画の作成及びその計画実現のための助言・指導等
- 3 労働時間等の設定の改善のための個別助言・指導等

第 5 中小企業集団の要件

労働時間等設定改善援助事業の援助対象となる中小企業集団は、同一地域、同一業種、企業系列別等の集団で、かつ、常時 300 人以下の労働者を雇用する事業場の占める割合が構成事業場全体の 2 分の 1 以上であること。

第 6 事業手続

- 1 事業実施を希望する事業主団体の申出

事業実施を希望する事業主団体は、当該事業年度の 5 月 25 日までに都道府県労働局長に「労働時間等設定改善援助事業実施団体申出書」（様式第 1 号。以下「申出書」という。）を提出すること。都道府県労働局長は、中小企業集団から事業実施団体について紹介を求められた際には、申出書の別紙（様式第 1 号別紙）を使用して紹介すること。

なお、申出書を都道府県労働局長に提出していない事業主団体であっても事業実施することは可能であること。

2 事業実施団体及び中小企業集団の選定

「労働時間等設定改善援助事業」に係る企画書募集要領に基づき、事業実施団体及び援助の対象となる中小企業集団を選定すること。

なお、選定結果については、都道府県労働局長に「労働時間等設定改善援助事業選定結果通知書」（様式第2号）により通知すること。

第7 事業実施体制

1 労働時間設定改善アドバイザーの配置

事業実施団体は、委託契約締結後、労働時間設定改善アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を委嘱し、配置すること。

なお、アドバイザーの委嘱期間は1会計年度以内とすること。

2 協力員の配置

事業実施団体は、労働時間等設定改善援助事業を推進して行く上で、事業実施団体と中小企業集団又は中小企業集団を構成する事業場との間で連絡調整等の事務を行う者が必要な際には、事業実施団体はそれぞれに協力員を配置することができること。

3 アドバイザーの活動

アドバイザーは、中小企業集団と調整を行った上で中小企業集団の構成事業場ごとに現状調査を実施し、労働時間等の設定の改善に取り組みたい事項及びその実現に向けての計画の作成を行わせること（「労働時間等設定改善計画」（様式第3号））。

なお、「労働時間等設定改善計画」（様式第3号）の取組事項については、中小企業集団を構成する事業場ごとに次の「目安」の達成に向けて取り組むこと。

「目安」

ア 「実施体制の整備」については、必須事項として必ず、整備に向けて取り組むこと

イ 「労働者の抱える多様な事業及び業務の態様に対応した労働時間等の設定」については、労働及び業務の実態について調査を行い、労働時間等の設定について検討すること

ウ 「年次有給休暇を取得しやすい環境の整備」については、年次有給休暇の平均取得率をおおむね2%以上上昇させること

エ 「所定外労働の削減」については、平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減させること

オ 「労働時間の管理の適正化」については、適正化、現状把握を行った上で、業務の検証を行うこと

カ 「ワークシェアリング、在宅勤務等の活用」については、ワークシェアリング、在宅勤務等について、新たに何らかの整備を実施すること

また、援助が終了した段階で中小企業集団の構成事業場ごとに労働時間等の設定の改善状況報告（「労働時間等設定改善実施結果報告」

(様式第4号))を作成させ、「労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書」(様式第5号)を取りまとめて、事業実施団体に報告すること。

4 日誌の作成

アドバイザーが活動を行った時は、「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌」(様式第6号)、協力員が業務を行った時には、「協力員活動日誌」(様式第7号)をそれぞれ活動日ごとに作成して翌月10日までに事業実施団体に報告すること。

また、報告された日誌は、「労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書」(様式第6号の2)、「協力員活動日誌報告書」(様式第7号の2)により取りまとめること。

第8 期間

中小企業集団に対する助言・指導等の援助の実施期間は、1会計年度以内とする。

なお、1回に限り再度、同一中小企業集団に対して援助を実施することができるものとする。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

改正 平成19年4月2日一部改正。

様式第 1 号

労働時間等設定改善援助事業実施団体申出書

平成 年 月 日

労働局長 殿

事業主団体名
代表者職氏名

印

労働時間等設定改善援助事業実施団体として事業を受託することを希望しますので申し出ます。

なお、中小企業集団から事業実施団体に関する照会があった際には、別紙により当団体の概要の紹介も併せて希望します。

[行政事務処理欄]

都 道 府 県 労 働 局	受 理	年 月 日	備考
	紹 介 実 績	年 月 日	紹介先
		年 月 日	紹介先
		年 月 日	紹介先
		年 月 日	紹介先
		年 月 日	紹介先

別紙（様式第 1 号別紙）

労働時間等設定改善援助事業実施団体となることを希望する旨を申し出た団体概要

団 体 の 概 要	団 体 名			
	所 在 地	(〒 -)		
		電話 (- -)		
	問 い 合 わ せ 先	担当者氏名 電話 (- -)		
	設 立 年 月 日	大正 年 月 日 昭和 平成		
	団 体 の 目 的			
	直近において労働時間関係事業の実績の有無及び有の場合は、事業内容(有・無)			
備 考				

労働時間等設定改善援助事業選定結果通知書

基発第 号
平成 年 月 日

労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 印

労働時間等設定改善援助事業について、下記の事業実施団体と委託契約を締結することとなったので通知する。

なお、本事業の適正な運営に向けて事業実施団体及び中小企業集団に対して適切な指導をお願いする。

記

1 事業実施団体について

名称

住所

代表者氏名

① 中小企業集団について

名称

住所

集団の種類

② 中小企業集団について

名称

住所

集団の種類

労働時間等設定改善計画

事業場の名称		事業の種類	
所在地	〒	代表者職氏名	
		回答者職氏名	(姓)
労働者数	事業場 計 人(男 人 女 人)	企業全体 計 人	
所属集団の名称			記入年月日 平成 年 月 日

(労働時間等設定改善の現状) (注)労働時間制度が異なる場合には、最も適用労働者数が多いものを記入してください。

1 あなたの事業場では、現在、1週の所定労働時間は何時間ですか。

なお、変形労働時間制を採用している場合には変形期間の週平均所定労働時間を記入してください。

時間 分

(注)変形期間の週平均所定労働時間＝変形期間の所定労働時間× $\frac{7}{\text{変形期間の暦日数}}$

2 あなたの事業場の現在の週休休日は、どのようになっていますか。

ア 週休1日制 イ 週休1日半制 ウ 週休2日制 エ その他

なお、ウと回答された場合 (a 4週5休 b 4週6休 c 4週7休 d 4週8休以上)

(注)「その他」は、交替制勤務等によって休日が週を単位として定められていない場合等が該当します。

3 あなたの事業場の本年(度)の年間休日日数は、何日ですか。

日

(注)年間休日日数とは、「週休日」及び「週休日以外の休日」(国民の祝日、年末年始、夏季等の休日)の合計日数をいいます。

4 あなたの事業場の昨年(度)1年間の労働者1人平均の年次有給休暇の取得日数及び取得率はどのくらいでしたか。

(繰越日数を除く。) ※取得率＝(取得日数÷付与日数)×100%

取得日数 日

取得率 約 %

5 あなたの事業場の昨年(度)の労働者1人当たりの1か月間の平均所定外労働時間は何時間でしたか。

時間 分

6 あなたの事業場では、実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会等の労使協議機関の設置等)は行われていますか。

ア 行っている イ 一部、行われていない(行われていない措置は何ですか ()) ウ 行っていない

7 あなたの事業場では、労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定を行っていますか。

① 1箇月単位の変形労働時間制 ア 導入している イ 導入を考えている ウ 導入は考えていない
 ② 1年単位の変形労働時間制 ア 導入している イ 導入を考えている ウ 導入は考えていない
 ③ 1週間単位の非定型的変形労働時間制 ア 導入している イ 導入を考えている ウ 導入は考えていない
 ④ フレックスタイム制 ア 導入している イ 導入を考えている ウ 導入は考えていない
 ⑤ 専門業務型裁量労働制 ア 導入している イ 導入を考えている ウ 導入は考えていない
 ⑥ 企画業務型裁量労働制 ア 導入している イ 導入を考えている ウ 導入は考えていない

8 あなたの事業場では、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を行っていますか。

① 計画的付与制度の導入 ア 導入している イ 導入を考えている ウ 導入は考えていない
 ② 年次有給休暇台帳の作成 ア 作成している イ 作成を考えている ウ 作成は考えていない
 ③ その他 () ア 行っている イ 行うことを考えている ウ 行うことは考えていない

9 あなたの事業場では、所定外労働削減のための整備を行っていますか。

① ノー残業デーの実施 ア 実施している イ 実施を考えている ウ 実施は考えていない
 ② 限度時間の設定 ア 設定している イ 設定を考えている ウ 設定は考えていない
 ③ その他 () ア 行っている イ 行うことを考えている ウ 行うことは考えていない

10 あなたの事業場では、労働時間の管理の適正化を行っていますか(具体的な措置内容)。

ア 行っている(内容) イ 行う予定がある(内容) ウ 行う予定はない

11 あなたの事業場には、ワークシェアリング、在宅勤務等の活用を行っていますか。

① ワークシェアリング ア 導入している イ 導入を考えている ウ 導入は考えていない
 ② 在宅勤務制度 ア 活用している イ 活用を考えている ウ 活用は考えていない

12 あなたの事業場では、次の労働者について何らかの措置を講じていますか。

① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者 ア 講じている イ 講じる予定でいる ウ 講じる予定はない
 ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者 ア 講じている イ 講じる予定でいる ウ 講じる予定はない
 ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者 ア 講じている イ 講じる予定でいる ウ 講じる予定はない
 ④ 単身赴任者 ア 講じている イ 講じる予定でいる ウ 講じる予定はない
 ⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者 ア 講じている イ 講じる予定でいる ウ 講じる予定はない
 ⑥ 地域活動等を行う労働者 ア 講じている イ 講じる予定でいる ウ 講じる予定はない

様式第3号(裏)

(労働時間等設定改善計画)

1 労働時間等の設定の改善に取り組みたい事項(取り組みたい事項を(アは現在、整備が行われていない場合には必修とし、カの中から必ず最低1つは選択してください。)を○で囲んでください。)

ア 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会等の労使協議機関の設置等)

イ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定

- ① 1箇月単位の変形労働時間制の導入
- ② 1年単位の変形労働時間制の導入
- ③ 1週間単位の非定型的変形労働時間制の導入
- ④ フレックスタイム制の導入
- ⑤ 専門業務型裁量労働制の導入
- ⑥ 企画業務型裁量労働制の導入

ウ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

- ① 計画的付与制度の導入
- ② 年次有給休暇台帳の作成
- ③ その他()

エ 所定外労働削減

- ① ノー残業デーの実施
- ② 限度時間の設定
- ③ その他()

オ 労働時間の管理の適正化の整備

カ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用

- ① ワークシェアリングの導入
- ② 在宅勤務制度の活用

キ 次の労働者について何らかの措置を講じた

- ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
- ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者
- ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者
- ④ 単身赴任者
- ⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者
- ⑥ 地域活動等を行う労働者

(労働時間等の設定の改善についてのご意見等)

1 あなたの事業場が今後、労働時間等の設定の改善を行う場合、問題点はどこにあると思いますか。

2 その他、労働時間等の設定の改善についてのご意見がありましたらご記入

3 委託している社会保険労務士の有無(ア 有 イ 無)

労働時間等設定改善実施結果報告

事業場の名称		事業の種類	
代表者職氏名		回答者職氏名	(氏名)
所属集団の名称		記入年月日	平成 年 月 日

1 労働時間等の設定の改善の現状 (注)労働時間制度が異なる場合には、最も適用労働者数が多いものを記入してください。

① 1週の所定労働時間等(変形労働時間制を採用している場合には変形期間の週平均所定労働時間)

過去1年(度) 時間 前々年(度) 時間

(注)変形期間の週平均所定労働時間＝変形期間の所定労働時間× $\frac{7}{\text{変形期間の暦日数}}$

② 年間休日数 過去1年(度) 週休日数 日 + 週休以外の休日 日
計 日

前々年(度) 週休日数 日 + 週休以外の休日 日
計 日

③ 年次有給休暇の取得日数 過去1年(度) 日 前々年(度) 日
(年(度)1人平均・繰越日数を除く。)

年次有給休暇の取得率 過去1年(度) % 前々年(度) %
(年(度)1人平均)

④ 所定外労働時間の削減 過去1年(度) 時間 前々年(度) 時間
(1カ月1人平均で記入してください。)

2 労働時間等の設定の改善の取組結果(取組みを行った項目を○で囲んでください。)

ア 実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会等の労使協議機関の設置等) (措置内容)

イ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定

- ① 1箇月単位の変形労働時間制の導入
- ② 1年単位の変形労働時間制の導入
- ③ 1週間単位の非定型的変形労働時間制の導入
- ④ フレックスタイム制の導入
- ⑤ 専門業務型裁量労働制の導入
- ⑥ 企画業務型裁量労働制の導入

ウ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

- ① 計画的付与制度の導入
- ② 年次有給休暇台帳の作成
- ③ その他 ()

エ 所定外労働削減

- ① ノー残業デーの実施
- ② 限度時間の設定
- ③ その他 ()

オ 労働時間の管理の適正化の整備 (措置内容)

カ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用

- ① ワークシェアリングの導入
- ② 在宅勤務制度の活用

キ 次の労働者について何らかの措置を講じた

- ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者 (措置内容)
- ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者 (措置内容)
- ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者 (措置内容)
- ④ 単身赴任者 (措置内容)
- ⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者 (措置内容)
- ⑥ 地域活動等を行う労働者 (措置内容)

裏面へ続く

様式第4号（裏）

3 労働時間等の設定の改善を図る上での問題点等を記入してください。

様式第 5 号

労働時間等設定改善援助事業実施結果報告書

平成 年 月 日

事業実施団体名
代表者職氏名

殿

労働時間設定改善アドバイザー

氏名

印

氏名

印

氏名

印

下記の中小企業集団に対する労働時間等設定改善援助事業を終了しましたので、実施結果を別紙（様式第 5 号の 2）のとおり報告いたします。

記

中 小 企 業 集 団 名

別紙（様式第5の2号）

1 事業実施体制

（1）労働時間設定改善アドバイザーについて

ア 人数 人

イ 活動日数 延 日

（2）協力員の配置の有無（有の場合は活動日数）について

ア 事業実施団体 有 ・ 無 （ 人 延 日）

イ 中小企業集団 有 ・ 無 （ 人 延 日）

2 事業内容について

（1）現状調査及び実施計画の作成（様式第3号） 月

（2）実施結果報告の作成（様式第4号） 月

（3）会議等の開催について

実 施 内 容	時 期	概 要	出席事業場数
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

(4) 個別事業場について

ア 延べ訪問事業数 延 事業場

イ 延べ訪問日数 延 日

3 事業成果

(1) 労働時間等設定改善援助事業の対象となった事業場数

ア 構成事業場数 事業場

イ 実施結果報告（様式第4号）提出事業場数 事業場

(2) 事業開始前と終了後の推移（(2)～(9)は、実施結果報告（様式第4号）提出事業場のうちで取組を行った事業場について記載してください。）

	事業開始前	事業開始後	増 減
週所定労働時間（平均）	時間 分	時間 分	時間 分
年間休日数（平均）	日	日	日
年休取得日数（平均）	日	日	日
年休取得率（平均）	%	%	%
所定外労働時間（1ヶ月平均）	時間 分	時間 分	時間 分

(3) 実施体制の整備（労働時間等設定改善委員会を始めとする労使協議機関の設置等）を行った事業場

事業場

(4) 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定を行った事業場

事業場

(内訳)

1箇月単位の変形労働時間制の導入	事業場
1年単位の変形労働時間制の導入	事業場
1週間単位の非定型的変形労働時間制の導入	事業場
フレックスタイム制の導入	事業場
専門業務型裁量労働制の導入	事業場
企画業務型裁量労働制の導入	事業場

(5) 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を行った事業場

事業場

(内訳)

計画的付与制度の導入	事業場
年次有給休暇台帳の作成	事業場
その他 ().	事業場

(6) 所定外労働の削減を行った事業場

事業場

(内訳)

ノー残業デーの実施	事業場
限度時間の設定	事業場
その他 ()	事業場

(7) 労働時間の管理の適正化を行った事業場

事業場

(措置内容)

--

(8) ワークシェアリング、在宅勤務等の活用を行った事業場

事業場

(内訳)

ワークシェアリングの導入	事業場
在宅勤務制度の活用	事業場

(9) 次の労働者について何らかの措置を講じた事業場

事業場

(内訳)

① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者

事業場

(措置内容)

--

② 子の養育又は家族の介護を行う労働者

事業場

(措置内容)

--

③ 妊娠中及び出産後の女性労働者

事業場

(措置内容)

④ 単身赴任者

事業場

(措置内容)

⑤ 自発的な職業能力開発を図る労働者

事業場

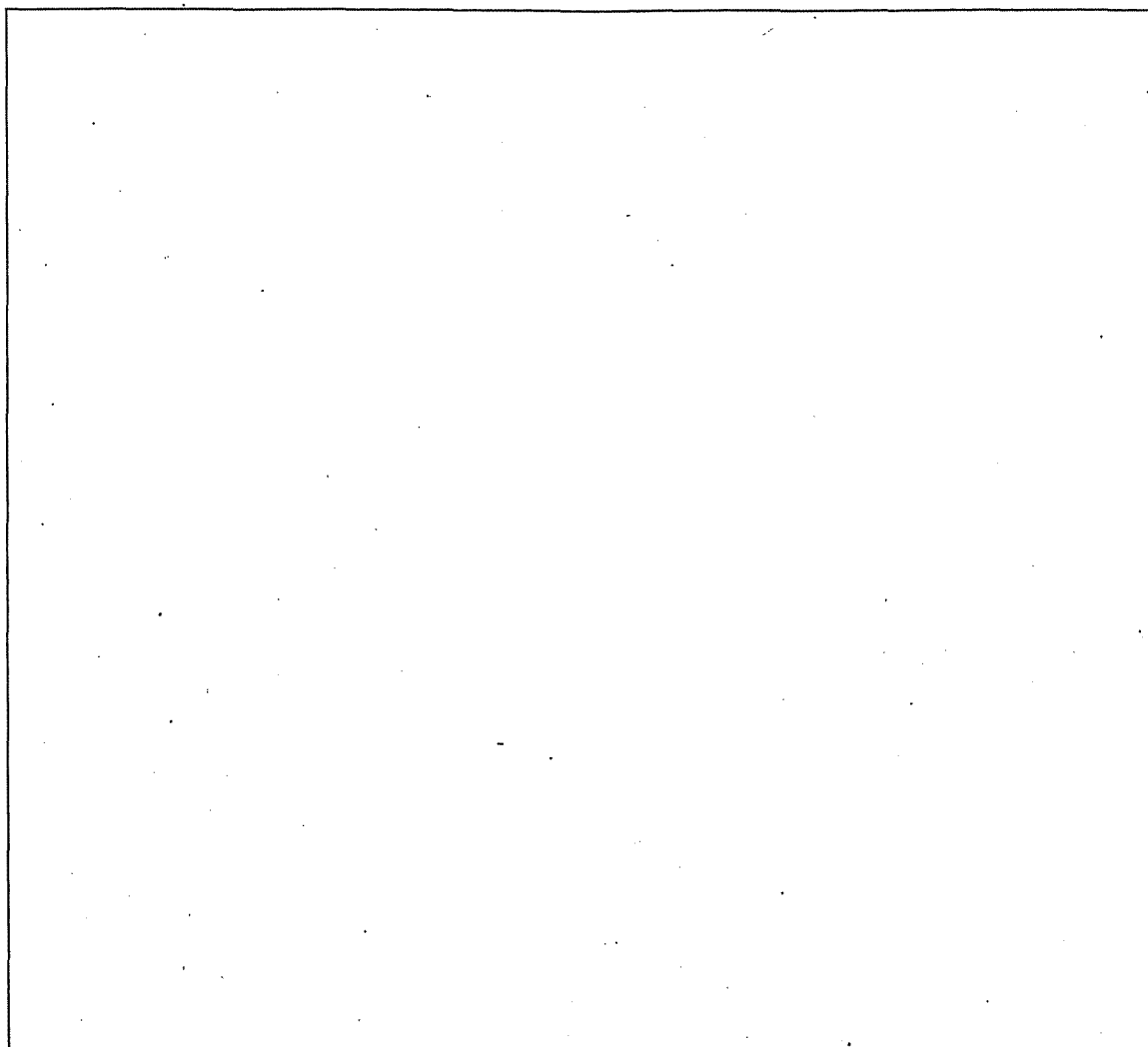
(措置内容)

⑥ 地域活動等を行う労働者

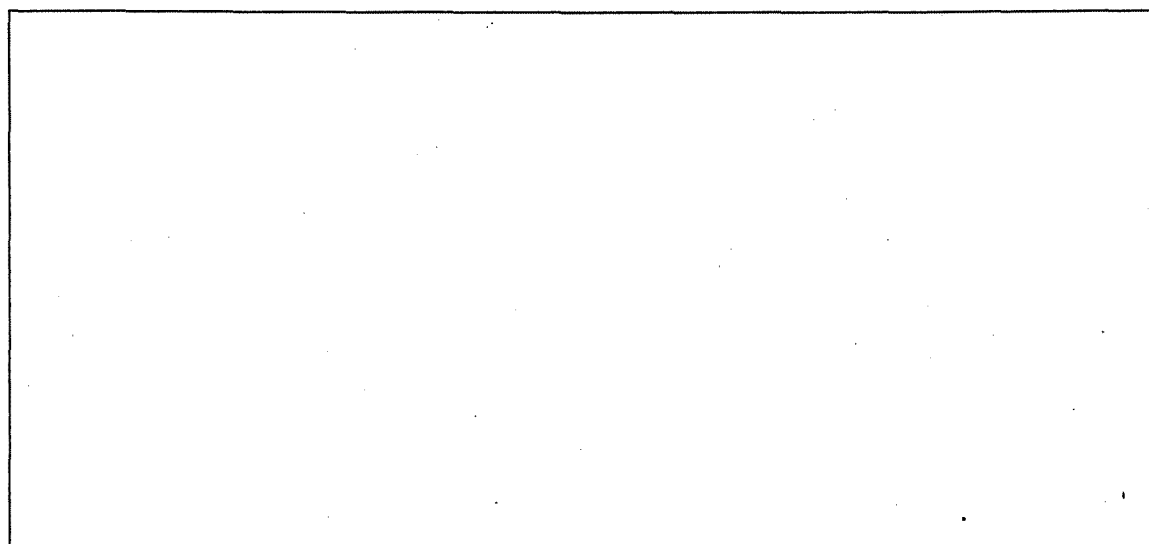
事業場

(措置内容)

(10) 事業における労働時間等の設定の改善の事例



4 事業を推進する上での問題点等



労働時間設定改善アドバイザー活動日誌

中小企業集團名：

労働時間設定改善アドバイザー

氏名

印

活動日	平成 年 月 日 ()
活動内容	
活動場所	

【活動内容】
【特記事項】

旅費	交通手段	確認者印
	金額 (円)	

労働時間設定改善アドバイザー活動日誌報告書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

活動月	活動日数 計	アドバイザー別活動日数		
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
月	日	日	日	日
計				

事業実施団体名・代表者氏名

㊟

中小企業集団名

労働時間設定改善アドバイザー氏名

協力員活動日誌報告書

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

実施月	延べ活動日数
月	日
月	日
月	日
月	日
月	日
月	日
月	日
月	日
月	日
月	日
月	日
月	日
計	日

事業実施団体名・代表者氏名

印

中小企業集団名

協力員氏名

労働時間等設定改善推進助成金支給要領

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第24条の規定による労働時間等設定改善推進助成金（以下「推進助成金」という。）は、この要領により支給するものとする。

第1 趣旨

中小企業事業主の団体又はその連合団体（以下「事業主団体等」という。）が、その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導その他の援助を団体として行った場合に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図るものである。

さらに、他の年齢層と比較して実労働時間が長く、出産及び育児等の子育てを担う世代である25歳から39歳までの労働者の労働時間等の設定の改善に重点的に取り組む中小企業事業主の団体又はその連合団体に対して追加して助成を行うことにより、中小企業における25歳から39歳までの労働者の所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の労働時間等の設定の改善の推進を重点的に図るものである。

第2 支給の対象等

1 事業主団体等の要件

推進助成金の支給対象は、次のいずれにも該当する事業主団体等とする。

- (1) 構成事業主の加入対象地域が都道府県又はこれに準ずる区域であること。
- (2) 労災保険の適用事業主であり、かつ、次のいずれかに該当する事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1以上であること。
 - ア 資本金又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主
 - イ 常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主
- (3) 団体の目的、組織及び事業内容を明らかにする規約等を有しており、かつ、事務処理体制が整備されているものであること。

- (4) 過去の事業活動状況、財政能力からみて、傘下の事業場における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成、傘下の事業場に対する啓発等の事業を効果的かつ適正に実施できるものであること。
- (5) 上乗せ助成については、25歳から39歳までの労働者が傘下の事業場に相当数勤務することが見込まれ、過去の事業活動状況、財政能力からみて、傘下の事業場における25歳から39歳までの労働者に対する労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成、啓発等の事業を効果的かつ適正に実施できるものであること。

2 構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組事項

構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組事項（以下「取組事項」という。）については、労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号）（以下「指針」という。）に定められた次に掲げるものとする。

(1) 必須のもの

次のアからカのうち、アについては、必ず取り組まなければならないものとし、さらに、イからカのうち、いずれか1つ以上について取り組まなければならないものとする。

ア 実施体制の整備（労働時間等設定改善委員会を始めとする労使協議機関の設置等）

イ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定

ウ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

エ 所定外労働の削減

オ 労働時間の管理の適正化

カ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用

(2) 必要に応じて(1)に加え取り組むことが可能なもの

指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」のイからトに定められた措置

(3) 上乗せ助成を受けるために必要なもの

(1)のうちア、ウ、エのすべてに取り組んだ上で、次のアからウについて取り組むこととし、ア、イについては、必ず取り組まなければならないものとする。

ア 25歳から39歳までの労働者が年次有給休暇を取得しやすい環境の整備

イ 25歳から39歳までの労働者の所定外労働の削減

ウ 指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ず

べき措置」のうち、次に掲げる措置

- ① 子の養育又は家族の介護を行う労働者に係る措置
- ② 妊娠中及び出産後の女性労働者に係る措置

3 支給の対象事業等

(1) 事業主団体等が行う事業

推進助成金の対象となる事業は、2に掲げた取組事項を推進するために、事業主団体等が自主的に行う次に掲げる事業（以下「推進事業」という。）とする。

ア 方針策定等の事業

次のイからキの事業を推進するに当たって、団体として2の取組事項のうち、いずれの事項に重点を置いて推進事業を行うか等の方針を策定し、その後のフォローを行う等の事業

なお、この事業において策定する方針における推進事業の重点とする取組事項については、以下の（ア）から（カ）に示す「目安」の達成に向けた内容とすること。ただし、推進事業実施後の傘下の事業場における労働時間等の設定の改善状況が、当該「目安」に達しない場合であっても、推進事業が適正に実施されたと認められる場合には、国は推進助成金を支給する。

「目安」

（ア）「実施体制の整備」については、必須事項であり、傘下の全事業場において整備を行うこと

（イ）「労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定」については、傘下の全事業場において業務の実態について調査を行い、当該調査結果及び労働者の抱える多様な事情に応じて、変形労働時間制等の活用について検討すること

（ウ）「年次有給休暇を取得しやすい環境の整備」については、傘下の事業場全体の年次有給休暇の平均取得率をおおむね2%以上上昇させること

（エ）「所定外労働の削減」については、傘下の事業場全体の平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減させること

（オ）「労働時間の管理の適正化」については、傘下の全事業場において、労働時間管理の現状把握、適正化を行った上で、業務運用の検証を行うこと

（カ）「ワークシェアリング、在宅勤務等の活用」については、傘下の事業場全体のおおむね2%以上が、ワークシェアリング、在宅勤務等について、新たに何らかの整備を実施すること

イ 好事例の収集、普及啓発の事業

労働時間等の設定の改善に向けて、傘下の事業場における現状や意識等を調査・把握する、好事例の収集のためのアンケート調査、ヒアリング調査等を実施し、その結果を傘下の事業場に周知するための好事例集等を傘下の事業場に配布する等の事業

ウ セミナーの開催の事業

傘下の事業場における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成のためのセミナーの開催の事業

エ 巡回指導等の事業

傘下の事業場において労働時間等の設定の改善を行う際に生じる労務管理上の諸問題の改善を図るための指導、相談等の事業

オ ポスター・リーフレット等の作成、配布等の事業

ポスター・リーフレット等を作成し、これらを傘下の事業場等に配布することによって、労働時間等の設定の改善に向けた取組を広く周知する事業

カ 労働時間等の設定の改善に向けた環境整備の事業

取引先等への労働時間等の設定の改善についての理解と協力を要請するための連絡会議の開催、そのための資料の作成等を行う事業

キ その他必要と認められる事業

団体規模別上限額の範囲内では事業主団体等が予定している事業を実施し得ず、当該事業を実施することが、必要と認められる事業

(2) 上乘せ助成の対象事業

上乘せ助成の対象となる事業は次に掲げる事業（以下「上乘せ事業」という。）とする。

ア 設定改善プランの策定に向けた懇談会の設置等の事業

25歳から39歳までの労働者の労働時間等の設定の改善を促進するため、設定改善プランの策定のための懇談会を設置し、団体として2の(3)の取組事項のうち、いずれの事項に重点を置いて事業を行うか等の方針を策定し、現状及び問題点の把握をした上で、労働時間等の設定の改善を促進するための設定改善プランの策定を行う等の事業

なお、この事業において策定する方針における推進事業の重点とする取組事項については、以下の(ア)から(ウ)に示す「目安」の達成に向けた内容とすること。ただし、推進事業実施後の傘下の事業場における労働時間等の設定の改善状況が、当該「目安」に達しない場合であっても、推進事業が適正に実施されたと認められる場合には、国は推進助成金を支給する。

「目安」

(ア)「年次有給休暇を取得しやすい環境の整備」については、傘下の事業場の25歳から39歳までの労働者の年次有給休暇の平均取得率をおおむね2%以上上昇させること。

(イ)「所定外労働の削減」については、傘下の事業場の25歳から39歳までの労働者の平均所定外労働時間数をおおむね10%以上削減させること。

(ウ)「子の養育又は家族の介護を行う労働者に係る措置」、「妊娠中及び出産後の女性労働者に係る措置」については、労働基準法、育児休業法、介護休業法等の法令で定められた事項を上回る措置を講ずること。

イ 現状及び問題点の把握の事業

25歳から39歳までの労働者の労働時間等の設定の改善に向けて、傘下の事業場における現状や問題点を把握するために専門家を帯同した訪問調査及び個別指導を実施し、その結果をアの懇談会等で活用し、設定改善プランの策定のための基礎資料とする事業

ウ セミナーの開催の事業

傘下の事業場における25歳から39歳までの労働者の労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成のためのセミナーの開催の事業

エ ポスター・リーフレット等の作成、配布等の事業

ポスター・リーフレット等を作成し、これらを傘下の事業場等に配布することによって、25歳から39歳までの労働者の労働時間等の設定の改善に向けた取組を広く周知する事業

(3) 推進事業の実施体制の整備

(1)及び(2)の事業を円滑に実施するため、事業主団体等は、推進事業の実施に関し中心的役割を担う者(以下「労働時間設定改善推進員」という。)を配置することが望ましいものとする。

4 推進事業の実施

推進助成金の支給を受けようとする事業主団体等は、推進事業の実施に当たり、重点とする取組事項、実施する事業の種類、実施内容、時期、回数等を記載した計画(以下「事業実施計画」という。)を作成しなければならない。

なお、推進事業のうち、3の(1)のア、イ及びエの事業は、必ず実施しなければならない。

また、上乘せ助成を受けようとする場合については、3の(2)のア及びイの事業は、必ず実施しなければならない。

5 支給対象団体数

推進助成金は、国の予算の範囲内で支給するものである。したがって、支給対象団体数は、国の予算額により制約されるものであること。

第3 推進助成金の支給

1 支給対象期間

一事業主団体等に対する推進助成金の支給対象期間は、一事業年度とする。

この場合の事業年度とは、4月1日から翌年3月末日までとする。

また、1回に限り、再度継続して同一事業主団体等に対して推進助成金を支給することができるものとする。

2 支給額

(1) 推進助成金（上乗せ助成を除く。）

事業主団体等が事業実施の承認を受けた日以降に要した費用で、次のア及びイに示すものとする。

ただし、当該費用の額が500万円を超える場合の支給額は、500万円とする。また、当該費用の額に100円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額を支給額とする。

なお、事業実施計画作成のための第2の3の(1)のアの方針策定等の事業に係る調査、会議等で、支給対象年度の4月1日以降に実施したものに要した費用の額については、事業主団体等が事業実施の承認を受ける日より以前のものであっても、支給額の算定対象としてよい。

ア 推進事業に要した費用

推進事業の事業ごとに、事業の実施に要した費用の合計額を別表に定める「団体規模別上限額（その1）」を超えない範囲で支給するものとする。

ただし、推進事業のうち第2の3の(1)のイ、ウ、エ、オの事業については、支払期ごとの事業の実施件数等が事業実施計画に記載された実施件数等の2分の1未満であった場合には、当該事業は実施されなかったものとみなして、その事業実施に要した費用は上記合計額には算入しない。

イ 労働時間設定改善推進員配置費用

労働時間設定改善推進員を配置した場合には、その配置に要した額をアの内額として支給する。

ただし、その額が150万円を上回る場合は、150万円とする。したがっ

て、この場合の推進助成金の支給額の算定対象は、アの合計額から労働時間設定改善推進員の配置に要した額を差し引いたものに、150万円を加算した額となる。

(2) 上乗せ助成の支給額

事業主団体等が事業実施の承認を受けた日以降に要した費用で、次のア及びイに示すものとする。

ただし、当該費用の額が300万円を超える場合の支給額は、300万円とする。また、当該費用の額に100円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額を支給額とする。

なお、事業実施計画作成のための第2の3の(2)のアの設定改善プランの策定に向けた懇談会の設置等の事業に係る調査、会議等で、支給対象年度の4月1日以降に実施したものに要した費用については、事業主団体等が事業実施の承認を受ける日より以前ののものであっても、支給額の算定対象としてよい。

ア 上乗せ事業に要した費用

上乗せ事業の事業ごとに、事業の実施に要した費用の合計額（上乗せ算定額）を別表に定める「団体規模別上限額（その2）」を超えない範囲で支給するものとする。

ただし、上乗せ事業のうち第2の3の(2)のイ、ウ、エの事業については、支払期ごとの事業の実施件数等が事業実施計画に記載された実施件数等の2分の1未満であった場合には、当該事業は実施されなかったものとみなして、その事業実施に要した費用は上記合計額には算入しない。

イ 労働時間設定改善推進員配置費用

労働時間設定改善推進員を配置した場合には、その配置に要した額をアの内額として支給する。

ただし、その額が90万円を上回る場合は、90万円とする。したがって、この場合の上乗せ助成の支給額の算定対象は、アの合計額から労働時間設定改善推進員の配置に要した額を差し引いたものに、90万円を加算した額となる。

第4 支給手続

1 事業実施の承認等

(1) 事業実施承認の申請

ア 事業実施承認申請書の提出

推進助成金の支給対象となることを希望する事業主団体等は、「労働時間等設定改善推進事業実施承認申請書」（様式第1号。以下「承認申請書」という。）

を、当該団体等の主たる事務所の所在地を所轄する都道府県労働局長（以下「都道府県労働局長」という。）を経由して、厚生労働大臣に提出すること。

イ 添付書類

承認申請書には、次の書類を添付すること。

（ア）団体の構成員名簿等（構成員ごとの業種、資本金又は出資の総額及び常時使用する労働者数が明らかなもの）

（イ）定款、会則等

（ウ）「労働時間等設定改善推進事業実施計画」（様式第2号）

（エ）「労働時間等設定改善推進事業実施計画〔実施事業ごとの詳細〕」（様式第2号（別紙））

（オ）その他都道府県労働局長が必要と認める書類

ウ 申請期間

上記ア及びイの書類（以下「承認申請書等」という。）の厚生労働大臣への提出期間は、支給対象事業年度の4月末日までとする。

ただし、申請団体数が、4月末日以前に支給団体数の上限に達した又は当該上限を上回る等の事由がある場合には、厚生労働大臣は、承認申請書等の受付期限及び事業実施の承認審査対象について調整を行うことができるものとする。

（2）事業実施承認の審査及び決定

ア 都道府県労働局長は、事業主団体等から提出された承認申請書等に不備がないか点検し、不備がないと認めた場合は、これを受理するものとする。

イ 都道府県労働局長は、承認申請書等について次の事項に係る審査を行い、厚生労働大臣に提出するものとする。

（ア）承認申請書等の内容が、第2の1に定める要件に該当していること。

ウ 厚生労働大臣は、申請の内容を審査の上、適当であると認めた場合は、事業実施承認の決定を行い、「労働時間等設定改善推進事業実施承認通知書」（様式第3号）により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、事業実施不承認の決定を行い、「労働時間等設定改善推進事業実施不承認通知書」（様式第4号）により、当該事業主団体等に対して通知する。

エ 事業実施の承認を受けた事業主団体等は、推進事業の実施及び労働時間設定改善推進員の配置に要した費用（以下「推進事業の実施等に要した費用」という。）の支出の状況を明らかにするため、当該事業主団体等の一般の事業経費の会計とは区分して特別の会計整理を行うとともに、推進事業の実施等に要した費用の支出に関する証拠書類を推進助成金支給申請の際に添付すること。さ

らに、当該事業主団体等は、当該証拠書類の控えを推進助成金の支給を受けた日の属する年度から起算して5年間整理保管すること。

2 推進助成金の支給等

(1) 支給の申請

ア 推進助成金の支給を申請する事業主団体等は、事業実施の承認を受けた日から9月末日までの間に実施した推進事業等に関する推進助成金の支給申請については、当該事業年度の10月1日から同月末日までの間に、10月1日から3月末日までの間に実施した推進事業等に関する推進助成金の支給申請については、当該事業年度の終了した後の最初の4月1日から同月末日までの間に、「労働時間等設定改善推進助成金支給申請書」（様式第5号。以下「支給申請書」という。）を、都道府県労働局長を経由して、厚生労働大臣に提出すること。

イ 支給申請書には、次の書類を添付すること。

なお、(エ)については、最終の支給申請時に提出するものである。

(ア)「労働時間等設定改善推進助成金支給申請書」（様式第5号—続紙—）

(イ)「労働時間等設定改善推進事業実施状況報告書〔実施事業ごとの詳細〕」（様式第6号）

(ウ)「労働時間設定改善推進員活動日誌」（様式第6号（別紙））

(エ)「労働時間等設定改善推進事業実施結果報告書」（様式第7号）

(オ) その他推進事業の実施等に要した費用の支出に関する証拠書類

(2) 支給の審査及び決定

ア 都道府県労働局長は、支給申請書及び添付書類（以下「支給申請書等」という。）に不備がないか点検し、不備がないと認めた場合は、これを受理するものとする。

イ 都道府県労働局長は、支給申請書等について厚生労働大臣に提出するものとする。

ウ 厚生労働大臣は、申請の内容を審査の上、適当であると認めた場合は、支給の決定を行い、「労働時間等設定改善推進助成金支給決定通知書」（様式第8号）により、また、申請の内容が適当でないと認めた場合は、不支給の決定を行い、「労働時間等設定改善推進助成金不支給決定通知書」（様式第9号）により、事業主団体等に通知する。

(3) 支給の方法

推進助成金の支給は、厚生労働大臣が、支給決定額を支給申請書に記載された

金融機関の口座に振り込むことによって行うものとする。

第5 関係書類の提示及び監査

厚生労働大臣は、推進助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、所属の職員に、推進事業実施事業主団体等に対して、関係書類の提示を求めさせ、又は監査させることができる。

第6 不正受給による返還等

- 1 厚生労働大臣は、事業主団体等が偽りその他の不正の行為により推進助成金の支給を受けた場合には、支給した推進助成金の全部又は一部を直ちに返還させる。
- 2 厚生労働大臣は、返還の決定をしたときは、「労働時間等設定改善推進助成金返還決定通知書」（様式第10号）により当該事業主団体等に通知する。

第7 調整

事業主団体等が、同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合には、推進助成金の支給を受けることはできないものとする。

また、労働時間等設定改善援助事業の事業実施団体及び中小企業集団は、同一年度に推進助成金の支給を受けることはできないものとする。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

改正 平成19年4月2日一部改正

(別表) 団体規模別上限額表 (その1)

(単位: 千円)

事業の内容	団体規模 (構成事業主数) 別上限額		
	大規模 (100人以上)	中規模 (30~99人)	小規模 (29人以下)
ア 方針策定等の事業 ・ 全体会議等の開催 (1回当たり)	500	300	200
イ 好事例の収集、普及啓発 の事業 ・ 実態調査 (集計・資料作成等を含む。)	2,000	1,500	1,000
ウ セミナーの開催の事業 (1回当たり)	1,000	800	500
エ 巡回指導等の事業 ① 全体説明会 (1回当たり) ② 巡回形式個別指導 (全体) ③ 相談会形式個別指導 (1回当たり)	500 1,000 500	300 800 300	200 500 200
オ ポスター・リーフレット 等の作成・配布等の事業	2,000	1,500	1,000
カ 労働時間等の設定の改善 に向けた環境整備の事業 ・ 取引先等との連絡会議 (1回当たり)	500	300	200
キ その他必要と認められる 事業	必要と認められる額 (ただし、上限は1,200とする)		

(別表) 団体規模別上限額表 (その2)

(単位：千円)

事業の内容	団体規模（構成事業主数）別上限額		
	大規模 (100人以上)	中規模 (30～99人)	小規模 (29人以下)
ア 設定改善プランの策定に 向けた懇談会の設置等の事業 ・ 懇談会等の開催 (1回当たり)	500	300	200
イ 現状及び問題点の把握の 事業 ・ 訪問調査及び個別指導 (全体)	2,500	2,000	1,500
ウ セミナーの開催の事業 (1回当たり)	800	500	300
エ ポスター・リーフレット 等の作成・配布等の事業	2,000	1,500	1,000

労働時間等設定改善推進事業実施承認申請書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
(労働局長経由)団体の名称
代表者職氏名 職名
氏名

印

労働時間等設定改善推進事業の実施について承認を受けたいので申請します。

1 団 体 の 概 要	所在地	(〒 -)			電話 (- -)
	設立年月日	年 月 日	事務局職員数	人 (うち専属職員 人)	
	定款、会則等	別添のとおり	前年度の事業規模	千円	
	構成事業主数	_____ 事業主 (別添のとおり) 次表のア又はイのいずれか一方の要件を満たす事業主の数をそれぞれ記入してください。			
	前年度の活動内容				
2 他の助成金の受給、申請の有無		有 → 助成金の名称	[]		
3 重点とする取組事項の概要 ※ 実施しようとする取組事項を○で囲むこと。また、取組事項ごとに、重点対象とする事項の記号を○で囲むこと。					
取組事項① (アは必須、イ～カの中から1つ以上選択)			取組事項② (ア、イは必須)		
ア 実施体制の整備 (労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置等)			ア 25歳から39歳までの労働者に係る 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備		
イ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様 に対応した労働時間等の設定			イ 25歳から39歳までの労働者に係る 所定外労働の削減		
ウ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備			ウ 特に配慮を必要とする労働者について 事業主が講ずべき措置 [・ 子の養育又は家族の介護を行う労働者に係る措置 ・ 妊娠中及び出産後の女性労働者に係る措置]		
エ 所定外労働の削減					
オ 労働時間の管理の適正化					
カ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用					
キ その他 (ア～カに加えて取り組むもの) 労働時間等設定改善指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」のイから トに定められた措置 (具体的事項:)					
申請書類作成者職氏名			職名	印	電話 (- -)

(注) 申請書類作成者職氏名の欄は、氏名を記載して押印することに代えて、署名することができます。

労働時間等設定改善推進事業実施計画

平成 年 月 日

事業の種類 〔実施する項目を○で囲んでください。〕 ア、イ、エが必須項目		計画件数	計 画 額	実 施 予 定 期 間
取 組 事 項 ①	ア 方針策定等の事業		① 円	年 月 ～ 年 月
	イ 好事例の収集、普及啓発の事業	件	② 円	年 月 ～ 年 月
	ウ セミナーの開催の事業	回	③ 円	年 月 ～ 年 月
	エ 巡回指導等の事業	回	④ 円	年 月 ～ 年 月
	オ ポスター・リーフレット等の作成、配布等の事業	部	⑤ 円	年 月 ～ 年 月
	カ 労働時間等の設定の改善に向けた環境整備の事業		⑥ 円	年 月 ～ 年 月
	キ その他必要と認められる事業		⑦ 円	年 月 ～ 年 月
	事業費計（①～⑦の合計）		⑧ 円	
労働時間設定改善推進員の費用 （計算額は、⑧の内額を記入してください。）	日	⑨ 円		
計画額計 〔⑨の額が150万円以下の場合は⑧の額、⑨の額が150万円を上回る場合は⑧－⑨＋150万円の額〕 〔⑧の額又は⑧－⑨＋150万円の額が500万円を上回る場合は500万円〕		④ 円		

事業の種類 〔実施する項目を○で囲んでください。〕 ア、イが必須項目		計画件数	計 画 額	実 施 予 定 期 間
取 組 事 項 ②	ア 設定改善プランの策定に向けた懇談会の設置等の事業		① 円	年 月 ～ 年 月
	イ 現状及び問題点の把握の事業	回	② 円	年 月 ～ 年 月
	ウ セミナーの開催の事業	回	③ 円	年 月 ～ 年 月
	エ ポスター・リーフレット等の作成、配布等の事業	部	④ 円	年 月 ～ 年 月
	事業費計（①～④の合計）		⑤ 円	
	労働時間設定改善推進員の費用 （計算額は、⑤の内額を記入してください。）	日	⑥ 円	
計画額計 〔⑥の額が90万円以下の場合は⑤の額、⑥の額が90万円を上回る場合は⑤－⑥＋90万円の額〕 〔⑤の額又は⑤－⑥＋90万円の額が300万円を上回る場合は300万円〕		⑥ 円		

上乗せ助成に取り組んだ場合の計画額計（④＋⑥の額）	③ 円
---------------------------	-----

労働時間設定改善推進員の人数及び 氏名（所属） _____ 人	（ _____ ）	（ _____ ）
------------------------------------	-----------	-----------

（注）取組事項②を実施しない場合は、取組事項②の欄に斜線を引いてください。

労働時間等設定改善推進事業実施計画
[実施事業ごとの詳細]

平成 年 月 日

事業実施記号	
--------	--

実 施 事 項	Ⅰ期（４月～９月）		Ⅱ期（１０月～３月）		年間計画	
	件数等	所要額	件数等	所要額	件数等	所要額
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
[労働時間設定改善推進員の費用] (氏名)		円		円		円
(氏名)		円		円		円
小 計		円		円		円
◆ 事業実施の必要性・目的						
◆ 所要額の積算根拠等						

(注) 1 事業実施記号の欄には、様式第2号の事業の種類（取組事項①のア～キ、取組事項②のア～ウ）の記号を記入すること。

2 (労働時間設定改善推進員の費用)の「件数等」欄には作業日数の合計を記入してください。

労働時間等設定改善推進事業実施承認通知書

厚生労働省発基勤第 号
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進助成金に係る支給対象事業としての労働時間等設定改善推進事業実施の承認については、審査の結果、下記により承認することとしたので、通知いたします。

記

- 承認番号 第 一 号
- 承認年月日 平成 年 月 日
- 助成金支給の対象となる期間 2の承認の日より平成 年3月末日まで

〔ただし、平成 年4月1日以降に実施した事業実施計画作成のための調査、会議等は対象となります。〕

<注意事項>

- 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 助成金の支給申請は、労働時間等設定改善推進助成金支給要領により行ってください。
- 労働時間等設定改善推進事業のうち、取組事項①のイ・ウ・エ・オ及び取組事項の②のイ・ウ・エの事業については、実施した件数等が労働時間等設定改善推進事業実施計画で計上された支払期ごとの件数等の2分の1に満たない場合、これらの事業に係る助成金は支給されません。
- 労働時間等設定改善推進事業の実施に要した費用の支出の状況を明らかにするため、団体の他の事業経費とは区分して特別の会計整理を行うとともに、労働時間等設定改善推進事業の実施に要した経費の支出に関する証拠書類の写しを助成金支給申請の際に添付してください。また、当該証拠書類は助成金の支給を受けた日の属する年度から5年間整理保管してください。

労働時間等設定改善推進事業実施不承認通知書

厚生労働省発基勤第 号
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付で申請のあった労働時間等設定改善推進助成金に係る支給対象事業としての労働時間等設定改善推進事業実施の承認については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌月から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

--

労働時間等設定改善推進助成金支給申請書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
(労働局長経由)団体の名称
代表者職氏名 職名
氏名

印

労働時間等設定改善推進助成金の支給を受けたいので申請します。

1 団体概要	所在地 (〒 -)		電話 (- -)	
	承認番号	第 - 号	承認通知年月日	平成 年 月 日
2 労働時間等の設定の改善に向けた取組の概要	※ 選択した事項の記号を○で囲むこと。		具体的な取組内容 (選択した事項のみ記入)	
	取組事項①	ア 実施体制の整備 労働時間等設定改善委員会を始めとする 労使協議機関の設置等		
		イ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様 に対応した労働時間等の設定		
		ウ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備		
		エ 所定外労働の削減		
		オ 労働時間の管理の適正化		
		カ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用		
		キ その他 労働時間等設定改善指針の2の(2)の「特 に配慮を必要とする労働者について事業主が 講ずべき措置」のイからトに定められた措置 (具体的事項:)		
	取組事項②	ア 25歳から39歳までの労働者に係る 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備		
		イ 25歳から39歳までの労働者に係る 所定外労働の削減		
ウ 特に配慮を必要とする労働者について 事業主が講ずべき措置				
振込先銀行口座		銀行 支店 (普通・当座) 口座番号		
		口座名義人 (法人の場合は、法人名義のもの)		
申請書類作成者職氏名		職名 氏名 印 電話 (- -)		

(注) 1 申請書類作成者職氏名の欄は、氏名を記載して押印することに代えて、署名することができます。

労働時間等設定改善推進助成金支給申請書

平成 年 月 日

事業の種類		計画件数	計画額	実施件数	実施費用	申請額
取組事項①	ア 方針策定等の事業		円		円	円
	イ 好事例の収集、普及啓発の事業	件	円	件	円	※ 円
	ウ セミナーの開催の事業	回	円	回	円	※ 円
	エ 巡回指導等の事業	回	円	回	円	※ 円
	オ ポスター・リーフレット等の作成、配布等の事業	部	円	部	円	※ 円
	カ 労働時間等の設定の改善に向けた環境整備の事業		円		円	円
	キ その他必要と認められる事業		円		円	円
	事業費小計	①	円			② 円
	労働時間設定改善推進員費用との調整 (④+⑤>150万円の場合は、②-150万円を超えた額)					③ 円
	労働時間設定改善推進員の費用 (事業費の内額を記入してください。)	日	円	日	円	④ 円
労働時間設定改善推進員費用支給済額				⑤ 円		
労働時間設定改善推進員費用の上限額との調整 ③+④≤150万円の場合は、③の額 ③+④>150万円の場合は、150万円-④の額				⑥ 円		
助成金支給済額				⑦ 円		
助成金申請額 (100円未満切り捨て) ③+⑦≤500万円の場合は、③の額 ③+⑦>500万円の場合は、500万円					⑧ 円	

事業の種類		計画件数	計画額	実施件数	実施費用	申請額
取組事項②	ア 設定改善プランの策定に向けた懇談会の設置等の事業		円		円	円
	イ 現状及び問題点の把握の事業	回	円	回	円	※ 円
	ウ セミナーの開催の事業	回	円	回	円	※ 円
	エ ポスター・リーフレット等の作成、配布等の事業	部	円	部	円	※ 円
	事業費小計	①	円			② 円
	労働時間設定改善推進員費用との調整 (④+⑤>90万円の場合は、②-90万円を超えた額)					③ 円
	労働時間設定改善推進員の費用 (事業費の内額を記入してください。)	日	円	日	円	④ 円
		労働時間設定改善推進員費用支給済額				⑤ 円
		労働時間設定改善推進員費用の上限額との調整 ③+④≤90万円の場合は、③の額 ③+④>90万円の場合は、90万円-④の額				⑥ 円
		助成金支給済額				⑦ 円
助成金申請額 (100円未満切り捨て) ③+⑦≤300万円の場合は、③の額 ③+⑦>300万円の場合は、300万円					⑧ 円	

上乗せ助成に取り組んだ場合の申請額計 (⑧+⑨の額)	⑨ 円
----------------------------	-----

(注) 取組事項②を実施しない場合は、取組事項②の欄に斜線を引いてください。

労働時間等設定改善推進事業実施状況報告書
[実施事業ごとの詳細]

平成 年 月 日

事業実施記号	
--------	--

実 施 事 項	計 画		実 績		
	件数等	所要額	件数等	所要額	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
[労働時間設定改善推進員の費用]					
(氏名)		円		円	
(氏名)		円		円	
小 計		円		円	
◆ 実施状況の詳細					
◆ 費用の内訳の詳細					

(注) 1 事業実施記号の欄には、様式第 2 号の事業の種類（取組事項①のア～キ、取組事項②のア～ウ）の記号を記入すること。

2 （労働時間設定改善推進員の費用）の「件数等」欄には作業日数の合計を記入してください。

労働時間設定改善推進員活動日誌

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

実施月	活動日数
月	
月	
月	
月	
月	
計	

団 体 名

事業実施確認者氏名

印

労働時間設定改善推進員活動日誌

平成 年 月 日（ ）曜日

推進員氏名	印
-------	---

	活 動 項 目	活 動 内 容
取組事項①	全体会議等	
	実態調査	
	好事例集・報告書の作成	
	セミナー	
	全体説明会	
	個別指導 （巡回・相談会）	
	ポスター等の作成	
	取引先連絡会議	
	その他 （ ）	
取組事項②	懇談会等	
	訪問調査・個別指導	
	セミナー	
	ポスター等の作成	
	その他 （ ）	
※ 活動項目を○で囲むこと		
備 考		

労働時間等設定改善推進事業実施結果報告書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
(労働局長経由)団体の名称
団体の代表者 職氏名 印
(氏名を記載し押印することに代えて、署名することができます。)

労働時間等設定改善推進事業の取組の結果について、下記のとおり報告します。

1 事業実施状況

(1) 構成事業場数 _____ 事業場

(2) 取組事項（取組事項ごとに当てはまるものをすべて○で囲んでください。）

－ 取組事項① －

- ア 実施体制の整備（労働時間等設定改善委員会を始めとする労使協議機関の設置等）
 イ 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定
 ウ 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
 エ 所定外労働の削減
 オ 労働時間の管理の適正化
 カ ワークシェアリング、在宅勤務等の活用
 キ その他の取組（具体的事項： _____）

－ 取組事項② －

- ア 25歳から39歳までの労働者に係る年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
 イ 25歳から39歳までの労働者に係る所定外労働の削減
 ウ 子の養育又は家族の介護を行う者、妊娠中及び出産後の女性労働者

(3) 25歳から39歳までの労働者数（取組事項②を選択している場合） _____ 人

2 取組実績（選択した取組事項について記入すること。）

- (1) 労働時間等設定改善委員会を始めとする労使協議機関の設置
 （労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第2項の規定による衛生委員会のみなしを含む）

	事業開始時	事業終了時
設置事業場数		

- (2) 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定

具体的取組内容及び実績

変形労働時間制度等の活用実績

内 訳	新規導入	見直し
1箇月単位の変形労働時間制の採用	事業場	事業場
1年単位の変形労働時間制の採用	事業場	事業場
1週間単位の非定型的労働時間制の採用	事業場	事業場
フレックスタイム制の採用	事業場	事業場
専門業務型裁量労働制の採用	事業場	事業場
企画業務型裁量労働制の採用	事業場	事業場
全 体	事業場	事業場

(3) 年次有給休暇を取得しやすい環境整備

事業実績（事業場ごとの労働者1人平均取得日数及び取得率を取組事業場全体で平均したもの）

※ 取組事項②を実施している場合、25歳から39歳までの労働者に係る数値も記入すること。

	事業開始時	事業終了時	増 減
平均取得日数、取得率	日 %	日 %	日 %
25歳から39歳までの労働者に係る 平均取得日数、取得率	日 %	日 %	日 %

具体的取組内容

内 訳	事業終了時
計画的付与制度の採用	事業場
年次有給休暇台帳の作成	事業場
その他（具体的内容）	事業場

(4) 所定外労働の削減

事業実績（事業場ごとの労働者1人平均時間を取組事業場全体で平均したもの）

※ 取組事項②を実施している場合、25歳から39歳までの労働者に係る数値も記入すること。

	事業開始時 (事業開始前1年(度))	事業終了時 (事業終了前1年(度))	増 減
1ヶ月平均所定外労働時間数	時間	時間	時間
25歳から39歳までの労働者に係る 1ヶ月平均所定外労働時間数	時間	時間	時間

内 訳	事業終了時
ノー残業デー、ノー残業ウィークの実施（拡充）	事業場
その他（具体的内容）	事業場

具体的取組内容及び実績

ワークシェアリング・在宅勤務等について、新たに何らかの整備を実施した事業場割合	(% 事業場)
---	----------

内 訳	事 業 終 了 時
ワークシェアリングの実施	事業場
在宅勤務の採用	事業場
その他（具体的内容）	事業場

(7) その他の取組

- 労働時間等設定改善指針の2の(2)の「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置」の
イからトに定められた措置

内 訳	事業終了時
①「特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
②「子の養育又は家族の介護を行う労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
③「妊娠中及び出産後の女性労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
④「単身赴任者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
⑤「自発的な職業能力開発を図る労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場
⑥「地域活動等を行う労働者」に係る措置 (具体的内容)	事業場

「子の養育又は家族の介護を行う労働者」及び「妊娠中及び出産後の女性労働者」に対して講じた
法令を上回る措置

※ 取組事項②においてウを選択した場合に記入すること。

(具体的内容)	事業場
---------	-----

労働時間等設定改善推進助成金支給決定通知書

厚生労働省発基勤第 号
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善推進助成金については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌月から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

- 1 支給決定額 円
- 2 支給決定年月日 平成 年 月 日

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 労働時間等設定改善推進事業の実施に要した経費の支出に関する証拠書類は、本年度から5年間整理保管してください。
- 3 偽りその他の不正の手段により助成金の支給を受けた場合には、支給した助成金の全部又は一部を直ちに返還していただきます。

労働時間等設定改善推進助成金不支給決定通知書

厚生労働省発基勤第 号
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けで支給申請のあった労働時間等設定改善推進助成金については、審査の結果、下記の理由により支給しないことを決定したので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌月から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

--

労働時間等設定改善推進助成金返還決定通知書

厚生労働省発基勤第 号
平成 年 月 日

殿

厚生労働大臣 印

平成 年 月 日付けをもって、貴団体に対して支給した労働時間等設定改善推進助成金については、下記により返還するよう通知いたします。

なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌月から起算して60日以内に異議申立てをすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消訴訟は、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

1 返還の理由

2 返還額

円

3 返還の期限

平成 年 月 日

4 返還の方法

別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること

仕事と生活の調和キャンペーン実施要綱

1 趣旨

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を推進するためには、労使はもとより国民一般の理解と協力が不可欠であり、今後は効果的な広報啓発活動の一層の強化を図っていくことが必要である。

このため、労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する広報啓発活動を「仕事と生活の調和キャンペーン」として位置付け、積極的かつ多様な広報啓発活動を実施することにより、社会的気運の醸成を図ることとする。

2 内容

- (1) 政府広報、広報誌等を通じての広報
- (2) 各種ポスター、リーフレット等の作成及び掲示・配付
- (3) 各種調査の実施及び調査結果の公表
- (4) シンポジウムの開催
- (5) その他

3 実施時期

年間を通じて実施するものとするが、特に、ゴールデンウィーク、夏季及び11月の「ゆとり創造月間」に向けて、又はこれらの時期に集中的に行うものとする。

4 実施方法

厚生労働省が実施するほか、民間団体等に委託して実施することができるものとする。

仕事と生活の調和推進会議開催要綱

1 趣旨

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和を推進するに当たっては、単に職場の労働条件の問題にとどまらず、人々の生活の在り方に密接にかかわる問題に取り組むことを要することから、生活に密着したそれぞれの地域における理解と協力が不可欠であり、また、各地域の産業、生活習慣、気候等の特性を踏まえた合意の形成が重要である。

このため、仕事と生活の調和推進会議（以下「推進会議」という。）を地域ブロック単位で開催し、労使をはじめ学識経験者等幅広く各界、各層の意見を求めるとともに、労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和についての理解と関係者相互間の合意形成の促進を図ることとする。

2 推進会議の名称

「〇〇ブロック仕事と生活の調和推進会議」とする。（〇〇は地域ブロック名）

3 推進会議の進め方

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和の進め方について、地域特有の問題を踏まえつつ、忌憚のない意見交換を行い、企業及び労働者が仕事と生活の調和を推進する際に当たって参考にしうる、各地域ブロックの実情に合った推進プログラムを策定し、策定後は周知啓発を行うとともに、その実施状況を適宜フォローアップを行うものとする。

4 開催地

各地域ブロック（①北海道ブロック（北海道労働局（主開催局））、②東北ブロック（宮城（主開催局）、青森、岩手、秋田、山形及び福島労働局）、③関東甲信越ブロック（東京（主開催局）、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨及び長野労働局）、④東海・北陸ブロック（愛知（主開催局）、富山、石川、福井、岐阜、静岡及び三重労働

局)、⑤近畿ブロック(大阪(主開催局)、滋賀、京都、兵庫、奈良及び和歌山労働局)、⑥中国・四国ブロック(広島(主開催局)、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛及び高知労働局)、⑦九州・沖縄ブロック(福岡(主開催局)、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄労働局))毎に、主開催局が設置し開催することとする。

なお、各地域ブロック内における主開催局以外の各労働局は、適宜主開催局を補佐するものとする。

5 委員

委員の構成は、原則として、労使各5名、学識経験者等5名、計15名を委嘱するものとする。

議長は学識経験者の中から選出するものとする。

6 地域ブロック内における連携

主開催局は、推進会議を開催する際には、地域ブロック内の主開催局以外の各労働局よりオブザーバーとしての参画を求めること。

7 運営

主開催局労働基準部の監督課又は労働時間課において行うものとする。

仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム開催要綱

1 趣旨

事業主等に対する労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた働き方の普及に向けた意識啓発のため、全国で「仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム」を開催し、社会的気運の醸成を図る。

2 開催地

全都道府県の主要都市（計 47 か所）において開催するものとする。

3 開催主体

本省において業務を委託した団体とする。

4 開催時期

原則、毎年 11 月に開催するものとする。

5 内容

労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和のとれた働き方に関する講演、パネルディスカッション、事例の発表、その他シンポジウムの効果的な開催に資する企画とする。特に長期休暇及び年次有給休暇の計画的付与制度の普及促進に資する内容を含めるようにする。

別紙

基発第0402020号

平成19年 4月 2日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

労働時間等設定改善対策について

労働時間等設定改善対策については、平成18年4月1日付け基発第0401009号により協力依頼をしているところであるが、平成19年度から新たに他の年齢層と比較して実労働時間が長い状況にあり、また、出産や育児等の子育てを担う世代でもある20歳代後半から30歳代の労働時間の労働時間等の設定の改善を図るための支援を拡充することとし、「労働時間等設定改善関係事業等の実施について」（平成18年4月1日付け基発第0401008号、別紙（略））を改正したので通知する。

貴職におかれては、引き続き、内容を十分御理解の上、都道府県民の福祉の向上等の観点から、都道府県労働局と十分連携を図りつつ、労働時間等設定改善対策に積極的に取り組むようお願いする。